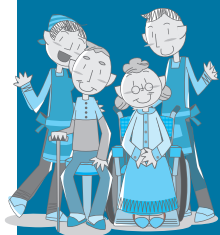


# みんなで支える



## 平成27年度からの 介護保険料

介護保険課 ☎(866)2069

65歳以上のかたの介護保険料は、被保険者の現状や介護給付などの見込みにより、3年ごとに見直しを行っています。平成27年度からの保険料額は下表のとおりです。

なお、低所得者の負担を軽減するため、保険料の区分がこれまでの7段階(特例を含めると9段階)から12段階に変わりました。

### 65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下のかた	37,392円
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得額の合計が120万円以下のかた	52,349円
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得額の合計が120万円を超えるかた	56,088円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下のかた	67,306円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超えるかた	74,784円
第6段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得額が120万円未満)	89,741円
第7段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得額が120万円以上150万円未満)	97,220円
第8段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得額が150万円以上180万円未満)	112,176円
第9段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得額が180万円以上250万円未満)	119,655円
第10段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得額が250万円以上300万円未満)	127,133円
第11段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得額が300万円以上400万円未満)	130,872円
第12段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得額が400万円以上)	134,612円

\*表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。

### 介護保険料納入通知書をお送りします

4月中旬に、平成27年度分の介護保険料納入通知書(仮算定分)をお送りします。通知書に書いてある保険料額は、前年度の保険料額を基礎として仮算定したものです。

今年度の課税状況に基づいて算定する保険料額(本算定分)は、7月頃にお知らせします。

#### 金融機関の窓口や口座振替で納めているかたへ

窓口納付のかたには、納入通知書(仮算定分)と4~6月分の納付書をお送りします。口座振替のかたには、納入通知書(仮算定分)のみお送りします。

なお、6月から年金引き落としに切り替わるかたには、年金引き落としのお知らせ(窓口納付のかたには5月分までの納付書も)をお送りします。

#### 年金から引き落としされているかたへ

納入通知書(仮算定分)はお送りしません。4月・6月・8月に引き落とされる保険料額は、前回(2月)と同額です。10月以降に引き落とされる保険料額から、27年度の介護保険料(年額)に調整します。

なお、6月・8月の保険料額に変更がある場合は個別にお知らせします。

また、26年度中に65歳になったかたや秋田市に転入したかたは、6月・8月・10月から年金引き落としに変わる場合があります。変更になる場合は、通知書でお知らせします。

■口座振替をご希望のかたは、金融機関(ゆうちょ銀行も可)窓口へ納入通知書、預貯金通帳、印鑑をお持ちになり、お申し込みください。

### 自宅で介護しているかたに 介護用品を支給します



自宅で高齢者などのご家族を介護している世帯に、紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋を月6,250円まで現物支給します。介護保険課認定担当 ☎(866)2407

#### 対象

要介護4か5で、介護保険料の所得段階が1~3段階(65歳未満の場合は、本人が市町村民税非課税)のご家族を自宅で介護しているかた

#### 申請方法

4・7・10・1月の各月7日(4月のみ17日(金))まで、それぞれ翌月からの3か月分を申請してください。申請書がある場所および申請場所は、介護保険課(市役所福祉棟2階)、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民サービスセンターです



## 介護支援 ボランティア 登録講習会

問い合わせ

秋田市社会福祉協議会

☎(862)7445

65歳以上で要介護認定を受けていないかたが対象です。介護保険施設などでボランティア活動をして、集めたスタンプをポイントに換えると、年間最大5,000円の交付金が受けられます。

ご希望のかたは、下記日程の講習会を受けてください。介護保険被保険者証と保険料230円(自己負担分)を持って、直接会場へどうぞ。

日時(いずれか1日)▶4月16日(木)または5月15日(金)の14:00~16:00

会場▶市老人福祉センター3階(八橋)

## 高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種のお知らせ

高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。今年度の定期接種の対象となる次のかたは、接種をご検討ください。

\*接種はご本人の希望によるもので、法律上の義務はありません。

問い合わせ 健康管理課☎(883)1179

### 対象

秋田市に住民登録があり、今まで高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、次の①または②に該当するかた。接種歴の有無は、受ける前にかかりつけ医や家族などによくご確認ください。

①接種日に65歳のかたが対象ですが、平成30年度までは経過措置として、下記のかたが対象です。  
**経過措置による対象**…各年度ごとに65・70・75・80・85・90・95・100歳になるかた

#### 平成27年度の対象者

- ▶65歳(昭和25年4月2日生~26年4月1日生)
- ▶70歳(昭和20年4月2日生~21年4月1日生)
- ▶75歳(昭和15年4月2日生~16年4月1日生)
- ▶80歳(昭和10年4月2日生~11年4月1日生)
- ▶85歳(昭和5年4月2日生~6年4月1日生)
- ▶90歳(大正14年4月2日生~15年4月1日生)
- ▶95歳(大正9年4月2日生~10年4月1日生)
- ▶100歳(大正4年4月2日生~5年4月1日生)

\*今年度の対象者へ、4月中旬までにはがきで通知します。はがきが届いたかたでも、今までこのワクチンを自費で接種したことがあるかたは対象外です。

②接種日に60歳~64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた。身体障害者手帳の写し(氏名、障がい名、等級が分かる部分)をお持ちください。

### 接種期間と接種できる医療機関

接種期間は、今年4月1日から来年3月31日(木)まで。市と契約した医療機関で接種できます。事前予約が必要な場合もあります。詳しくは、健康管理課またはかかりつけ医へお問い合わせください。同課ホームページでもご覧いただけます。  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/hm/>

### 接種料金(自己負担額)

- ①市民税課税世帯のかた…3,500円
- ②市民税非課税世帯のかた…2,500円(直近の「所得・課税証明書」を医療機関にお持ちください)  
→「所得・課税証明書」は、予防接種用に必要と伝えると発行手数料が無料です。健康保険証など、本人と確認できる書類を持って、市民税課、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所の窓口で手続きしてください。
- ③生活保護受給者…無料(「医療のしおり」が必要です)

### 助成回数と受診時の持ち物

助成は1回。受診時は、健康保険証、運転免許証など、身分を証明できるものと、4月中旬にお送りする秋田市からはがきをお持ちください。

### 注意事項

過去5年以内に高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種をしたかたが再接種をした場合、接種部位の痛みなどの副反応が起こりやすく、程度も強いとされています。今まで接種を受けたことがないことを、かかりつけ医などによく確認しましょう。

なお、免疫の持続は約5年間です。今年度、定期接種を受けて、5年後以降に再接種(任意)を希望する場合は全額自己負担となります。